松戸市高額療養費貸付基金条例を廃止する条例の概要

1 提案理由

高額療養費限度額適用認定証の普及により、診察費用に係る被保険者負担が軽減されたことに伴い、高額療養費貸付制度を廃止するため。

2 貸付制度の経緯

医療費が高額になった際は、まず被保険者が医療機関に医療費のうち自己負担分の全額を一旦支払い、その後、被保険者からの申請により、市が被保険者に対して一定の金額(自己負担限度額)を超えた分を高額療養費として支給することとなりますが、支給までには2~4ヶ月程度を要します(償還払い制度)。

そのため市では、高額療養費が支給されるまでの被保険者の一時的な経済的負担を軽減するため、昭和52年松戸市条例第15号「松戸市高額療養費貸付基金条例」により基金1,500万円を設置し、高額療養費の9割相当分を事前に貸し付ける事業を実施してきました。

その後、入院は平成19年度から、外来診療は平成24年度から、限度額適用 認定証を提示することで、被保険者が医療機関に支払うのは自己負担限度額まで に抑えることができるようになりました(自己負担限度額を超えた分は市から医 療機関に直接支払い)。

このため、貸付の需要がなくなり、平成25年度以降の貸し付け実績はありません。

3 廃止に係る条例の施行日

令和4年4月1日(基金残高処分日は令和4年3月31日)

※松戸市高額療養費貸付基金条例施行規則(昭和52年松戸市規則第25号) も同日付けで廃止。

4 廃止に伴う基金の処分

令和3年度3月補正予算にて、基金残高1,385万6千円を一般会計に繰り入れ(基金設置の際の原資が一般会計であるため)。